# 防災管理定期点檢報告業務什樣書

別紙24-①

法定周期:1Y

# 点検報告業務標準仕様

別途項目

消防法第8条2-2に基づき、下記の項目の点検・検査を行う <点検項目及び点検方法>

① 届出書類の確認及び防災管理者・担当者への聞き取り調査

ア. 届出書類が作成・提出されている事の確認

防災管理者選任 (解任) 届出書

消防計画作成 (変更) 届出書

自衛消防組織設置(変更)届出書

イ. 防災管理者・担当者への下記項目の聞き取り調査

自衛消防の組織

避難施設の維持管理及びその案内

収容人員の適正化

防災管理上必要な教育

避難訓練その他必要な訓練

関係機関との連絡

訓練結果の検証及び消防計画の見直し

防災管理に関し必要な事項

地震発生時の被害想定及び対策

地震対策の為の自主検査

地震対策に関し必要な事項

特殊な災害の対策に関し必要な事項

防災管理業務の一部委託

権原の範囲

② 施設内の実地検査

避難施設の管理状態

地震対策の為の自主検査箇所の状態

地震対策の為の設備及び資機材の点検・整備状態

備品の落下、転倒及び移動の防止措置の状況

避難上必要な施設(廊下、階段、避難口等)及び

防火戸の管理状態

③ 防災管理点検報告書の作成

1. 点検時に発見した不適合事項の改善 或いは修繕等の対応措置

※注;消防法の定める「特例認定制度」に適合し、所轄消防機関で認定を受けた場合はその有効期間 において本業務は免除となる。(特例認定の有効期限:認定から3年)

※点検の結果、別途項目として示す修繕、整備を要する状態を認めた場合は、協議の上、対処する。

# 防火対象物定期点檢報告業務仕様書

別紙24-②

法定周期:1Y

# 点検報告業務標準仕様

消防法第8条2-2及び同法施行令第4条2-2に基づき、同法 指定の防火対象物について防火管理上必要な業務等の点検並 びに所轄消防機関への報告に関する業務を行う。

#### <点検項目及び点検方法>

消防法施行規則で定める点検規則に準じ、下記項目を当該建物または区分施設の防火管理者立会のもと、防火対象物点検資格者により年1回点検する。※注

尚、点検基準は、消防庁が定める点検要領および所管自治区 で定める点検様式基準に基づくものとする。

### 1. 消防計画

- ・消防計画項目及び同計画内容の全般精査
- ・消防計画の作成及び変更時の届出に関する確認
- ・防火管理者の選任(解任)及び届出に関する確認
- ・防火管理維持台帳による消防計画と点検及び管理の実施 状況等の確認、点検及び管理箇所の状態を目視確認
- ・防火関連教育、消火・通報及び避難訓練に係わる事項の記録並びに聴取による確認
- ・その他、防火管理上、消防計画に規定されるべき事項と管 理状況に関する確認
- 2. 共同防火管理協議事項(共同防火管理対象物)
  - ・共同防火管理協議事項の作成内容及び届出に関する確認

## 3. 防炎物品等

- ・避難上必要な施設及び防火戸の管理状態の目視確認
- 防炎規制対象物品の防炎性能表示確認
- ・圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱の届出確認

#### 4. 消防用設備等

- ・防火対象物の用途・規模などに応じ必要な消防用設備等 の設置内容に関して消防用設備等設置届出書で確認
- 各消防用設備等の設置状況を設置基準に照らし目視確認

# 5. 火気使用設備の位置・構造及び管理等

- ・火気使用設備及び器具の設置周辺可燃物等・同設備外観 上の欠陥や燃料漏れ、取扱に関する目視・聴取確認
- ・喫煙等の火気使用制限に関する管理措置状況の確認

# 6. 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱

- ・市町村条例で定める少量危険物の貯蔵又は取扱の数量、 当該技術上の基準適合の有無を外観目視・聴取確認
- ・地下タンク設置の場合、漏洩を漏洩検査管により確認

#### 7. 指定可燃物等の貯蔵及び取扱

・市町村条例で定める指定可燃物等の貯蔵又は取扱に関す る当該技術上の基準適合の有無を外観目視・聴取確認

### <点検結果の御報告>

不適合もしくは防火管理上改善が望まれる事項を有する場合は、立会防火管理者へ改善方法等の助言を行い、所見を付した所定点検票を甲及び所轄消防機関へ提出する。

## 別途項目

- 1. 点検時に発見した不適合事項の改善 或いは修繕等の対応措置
- 2. 法定業務の火災予防上の自主検査、 並びに、消防用設備等点検及び整備 については、当該業務契約による

※注;消防法の定める「特例認定制度」に適合し、所轄消防機関で認定を受けた場合はその有効期間 において本業務は免除となる。(特例認定の有効期限:認定から3年)

※点検の結果、別途項目として示す修繕、整備を要する状態を認めた場合は、協議の上、対処する。

# 建築物定期調查業務仕様書

# 法定周期:1Y

# 調査作業標準仕様

建築基準法第6条第1項第1号(別表第一に掲げる用途で100㎡越)及び政令第16条に指定される建築物の内、特定行政庁が定める建築物の敷地、構造、及び建築設備について、建築基準法施行規則第5条及び第6条に基づく調査を実施し、調査報告書を作成する。

調査作業の仕様は、所轄特定行政庁の指定する検査項目に該当するもののみ適用する。

### 建築基準法第12条に基づく検査

## 特定建築物等検査

- ① 敷地及び地盤
- ② 建築物の外部
- ③ 屋上及び屋根
- ④ 建築物の内部
- ⑤ 避難施設等
- ⑥ その他

#### 建築設備検査

- ①換気・空気調和設備関係図書及び検査記録の保管状況
- ②保守管理の状態
- 換 ③換気設備の設置状況
- 気 (4)自然換気設備の検査(給気・排気口の状態、火気使用室の換気風量測定)
- 設 ⑤機械換気設備の外観及び機能検査(給気・排気口の状態、火気使用室の換気風量測定、
- 備 換気扇・レンジフード・給排気ファンの運転状態)
  - ⑥中央管理方式空気調和設備の室内環境検査
  - ⑦空気調和設備主要機器・配管の外観検査
  - ⑧防火ダンパーの外観検査
  - ①排煙設備関係図書及び検査記録の保管状況
  - ②保守管理の状態
- 排 ③排煙設備の設置状況
- 煙 (④自然排煙設備の外観及び機能検査(防煙区画排煙窓、手動開放装置)
- 設 ⑤機械排煙設備の外観及び機能検査
- 備│─(防煙区画、排煙口の開閉、手動開放装置、排煙機の運転状況、規定排煙風量の確保状況)
  - ⑥排煙ダクト、防火ダンパーの外観検査
  - (7) 自家用発電機及び直結エンジンの外観・機能検査
- 非 ①電気設備関係図書及び検査記録の保管状況
- 常 ②保守管理の状態
- 用 ③照明器具の外観及び機能検査(照度測定、バッテリー性能)
- 照 ④分電盤の外観検査
- 明 ⑤非常用照明切替回路の検査
- 装 |⑥非常用電源装置(蓄電池、充電器)の外観及び機能検査
- 置 ⑦自家用発電機及び直結エンジンの外観・機能検査

- ※ 対象となる施設、又は設備機器·器具等が設置されていない場合には、調査業務の対象から除外する。
- ※ 調査及び検査の結果、修繕または整備を要する状態を認めた場合は、協議の上、対処する。